

## 第1章 計画策定の基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係しており、このような社会構造を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な社会、いわゆる「循環型社会」の構築を目指すことを求められている。

国は、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）及び個別のリサイクル法を改正・制定するとともに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）や「循環型社会形成推進基本計画」を策定（平成30年6月には第四次基本計画を策定）し、それぞれ国の基本方針等を示した。

奈良県においても、平成30年3月に「奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）」を策定し、「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標に、日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切に「環境に配慮したライフスタイル」の促進、地域特性に適した3R（リデュース、リユース、リサイクル）等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けた積極的な実践活動の普及・拡大を図り、循環型社会の構築に向けて取り組んでいくとしている。

大和郡山市（以下「本市」という。）では、平成27年12月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前回基本計画」という。）を改定し、ごみの排出抑制・再資源化に取り組むとともに、ごみの適正な処理・処分を行ってきた。

本市の清掃センター（昭和60年11月竣工）は、長期の稼働により老朽化が進んでいた施設の延命化を図るとともに、二酸化炭素排出抑制事業として、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を平成30年3月に竣工し、平成30年4月から施設の運転・運営管理について長期包括責任委託を導入することで、長期的視点での計画的な運営管理と財政負担の縮減を図ってきた。

一方、本市の生活排水処理は、流域関連公共下水道の整備が進められているが、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されている。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、本市の衛生センター（平成5年3月竣工）で適正処理しているが、下水道の普及に伴い搬入量は処理能力の半分以下となっている。

このような状況において、前回基本計画策定から5年が経過し、本市の一般廃棄物（ごみ・生活排水）の適正処理と循環型社会の形成に向けたシステムづくりを推進するために、長期的視点に立った基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定（見直し）するものである。

## 第2節 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図1-2-1に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本市の上位計画である「総合計画」や「環境基本計画」に定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すとともに、本市における一般廃棄物処理の最上位計画とし、本計画に基づき施設整備等に係る「循環型社会形成推進地域計画」等を策定する。

また、計画の策定にあたっては、国や奈良県が定める基本方針等に配慮するとともに、本市の一般廃棄物処理に係る各種計画等との整合を図るものとする。

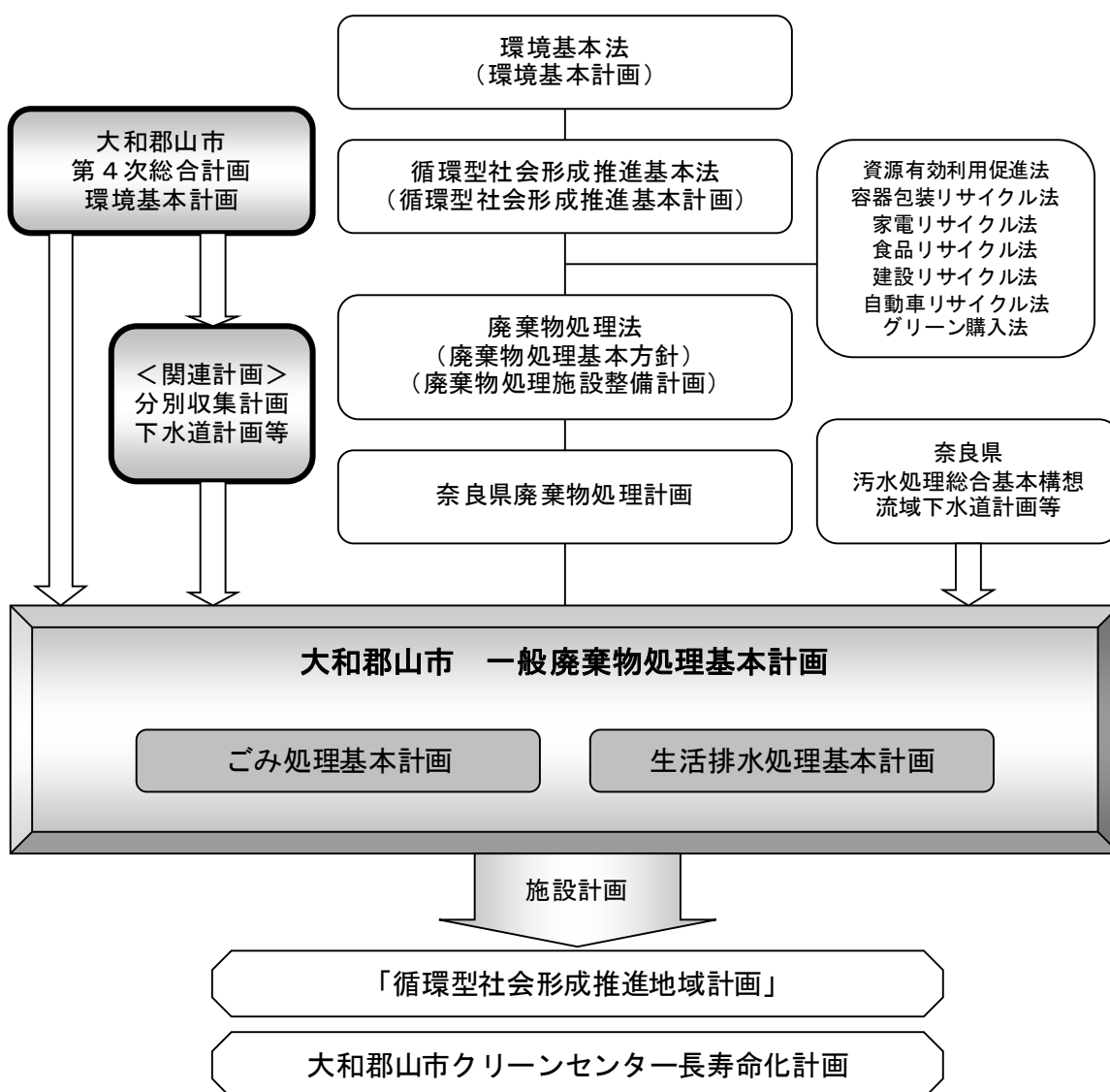


図1-2-1 計画の位置付け

### 第3節 計画の範囲及び目標年度

---

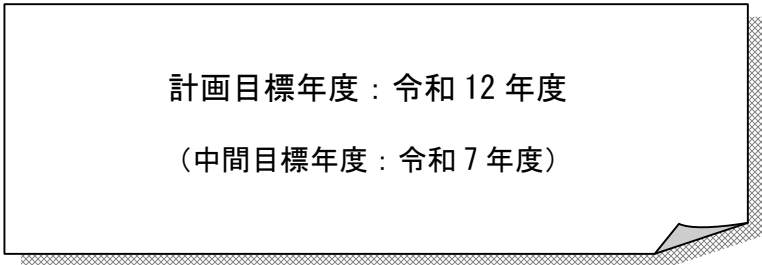
#### 1 計画の範囲

計画対象区域は、本市の行政区域全域とし、本市で発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を計画の対象とする。

#### 2 計画目標年度

本計画では、令和2年度を計画策定期間とし令和3年度を初年度として、10年後の令和12年度を計画目標年度とする。また、計画期間の中間年度となる令和7年度を中間目標年度とする。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直すものとする。



計画目標年度：令和12年度  
(中間目標年度：令和7年度)